

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の申請は3月8日(金)まで！

◎申請・問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎37-0110

食費など物価高騰の影響を特に受けた低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯あたり7万円の給付金を支給しています。

対象世帯には、令和5年12月26日に書類を送付しています。

申請がお済みでない人は、早めの手続きをお願いします。

●対象世帯

令和5年12月1日時点で、神崎市に住民登録がある世帯で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

●申請期限 3月8日(金)《必着》

※消印有効ではなく申請期限日必着です。期限日を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

※子（課税）に扶養されている親（非課税）のみの世帯や親（課税）に扶養されている学生（非課税）の単身世帯などは支給対象外です。

※令和5年1月2日以降に神崎市に転入した世帯や、世帯の中に未申告の人がいる場合など、市で税情報確認できない世帯には書類を送付していません。給付対象の要件を満たし、書類が届かない場合はお問い合わせください。

※申請方法やその他必要書類はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちら

低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)を支給します！

◎申請・問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎37-0110

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給します。

対象世帯には、2月下旬に書類を送付しています。書類が届きましたら、早めの手続きをお願いします。

●対象世帯

令和5年12月1日時点で、神崎市に住民登録がある世帯で、令和5年度住民税均等割非課税世帯以外の世帯であり、住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（住民税均等割のみ課税世帯）

●申請期限 4月30日(火)《必着》

※消印有効ではなく申請期限日必着です。期限日を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

※子（課税）に扶養されている親（住民税均等割のみ課税）のみの世帯や親（課税）に扶養されている子（課税）のみの世帯などは支給対象外です。

※令和5年1月2日以降に神崎市に転入した世帯や、世帯の中に未申告の人がいる場合など、市で税情報確認できない世帯には書類を送付していません。給付対象の要件を満たし、書類が届かない場合はお問い合わせください。

※申請方法やその他必要書類はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちら

有料広告

★生徒さん募集！初心者さん大・大歓迎！★

パソコンに触ったことがない方、文字入力ができない方でも大丈夫 無理なく楽しく学べます 即行動！

1レッスン2時間 開始時刻：9:30、13:00 土日祝も営業 不定休

お一人おひとりに合ったペースで個別指導をしますので安心です

パソコンをお持ちでない方もOK！
予約制

0952-52-8110 ますはお電話を！
(担当：飯田)

ケイアンドジェイばそこん教室

上峰町坊所 3231-1-1-201 上峰中から300m 駐車場完備



もう草で悩ませません！定期除草で雑草の悩みを解決！

除草のサブスク

敷地30坪まで3,850円(月額)～
敷地31坪より5,800円(月額)～

お気軽にお問い合わせください！ TEL 0952-72-5161



ご自分で管理が難しくなった 空き家 はありませんか？

近所のご迷惑にならないための
警備会社が行う、防犯と除草の
毎月の定期巡回プランです

年6回除草付 5,500円(月/税込)

TEL 0952-37-3227

防犯と除草で安心！ 空き家巡回管理 RSC警備

昭和3年創業、100年企業を目指して
株式会社 エグチ・ビルド

佐賀県小城市三日月町三ヶ島702番地
営業時間 月～金曜 9:00～17:00

有料広告

低所得者支援給付金(こども加算)を支給します

◎申請・問い合わせ こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

令和5年度に以下の①②のいずれかに該当する世帯への加算として、世帯において扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円を支給します。

- ①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(1世帯あたり7万円)を受給された世帯
- ②低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)
(1世帯あたり10万円)を受給された世帯

●対象世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で神崎市に住民登録があり、上記①②のいずれかに該当する世帯で、基準日時点で同一世帯内に18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯

●支給額 18歳以下の児童1人あたり5万円

対象世帯の世帯主宛てに、支給に関する案内を送付します。

- ※以下の条件に該当する場合は申請が必要です(案内は送付されません)。
- ・基準日以降に出生した児童がいる場合
 - ・別世帯であるが、扶養している児童がいる場合

※申請方法やその他必要書類はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちら

お子さんの予防接種、受け忘れはありませんか？

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

3月1日～7日は、子ども予防接種週間です。4月からの入園・入学前に、必要な予防接種を済ませ、未然に病気の重症化を防ぎましょう。

なお、定期予防接種の種類と対象年齢などは、右表をご確認ください。

●接種場所

県内の実施医療機関
※予約が必要な場合もあります。かかりつけ医療機関にご相談ください。

●接種時に必要なもの

母子健康手帳、予診票
※予診票は、医療機関にある場合もあります。

●保護者の同伴について

接種時は保護者の同伴が必要です。祖父母等に同伴を依頼する場合は「委任状」が必要です。

予防接種の種類	対象年齢など	接種回数
結核(BCG)	1歳の誕生日の前日まで	1回
B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで	3回
Hib感染症 小児の肺炎球菌感染症	生後2カ月～5歳の誕生日の前日まで ※接種開始年齢により接種回数が異なる	1～4回
4種混合(DPT-IPV) (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	生後2カ月～7歳6カ月の前日まで	4回
麻しん・風しん(MR)	1期:1歳～2歳の誕生日の前日まで 2期:保育園または幼稚園などの年長に相当する年齢の児(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ)	1期:1回 2期:1回
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳の誕生日の前日まで ※すでに水痘にかかったことのある人は対象外	2回
日本脳炎	1期:生後6カ月～7歳6カ月の前日まで 2期:9歳～13歳の誕生日の前日まで 特例:平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれは20歳未満まで	1期:3回 2期:1回 特例:上記の不足分
2種混合(DT) (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳の誕生日の前日まで	1回
ヒトパピローマウイルス(HPV) ※子宮頸がん予防	小学校6年生～高校1年生相当の女子 ※平成9年4月2日～平成19年4月1日までの間に生まれた女子はキャッチアップ 接種対象(接種期間:令和7年3月31日まで)	2、4価:3回 9価:2回または3回
ロタウイルス	1価:生後6週～24週まで 5価:生後6週～32週まで ※初回接種は、出生14週6日までに接種	1価:2回 5価:3回

3月は「自殺対策強化月間」です

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

平成30年から令和4年までの5年間で30人の市民が自殺で命を落としています。主に40～50代の働き盛り世代の男性に多い傾向ですが、コロナ禍以降は女性や若年層も多くなっています。

自殺は、さまざまな悩みが原因で心理的に追い詰められた状況で起きています。不安や悩みは一人で抱えこまず、誰かに相談しましょう。

また、身近な人の変化（サイン）に気付いたら、声をかけ、温かく寄り添いながら必要な支援につなげましょう。

ゲートキーパーになろう

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気付き、声をかけて話を聞いて、必要な支援につなげ見守る人のことです。特別な資格は必要ありません。誰もがゲートキーパーになることができます。

<ゲートキーパーの役割>

変化に気付く

家族や仲間の変化に気付いて声をかける

じっくりと耳を傾ける

本人の気持ちを尊重して耳を傾ける

支援先につなげる

早めに専門家に相談するよう促す

温かく見守る

温かく寄り添いながらじっくりと見守る

ゲートキーパー研修の受講者を募集しています！

●対象者：市内在住、在勤、在学の人（5人以上でのグループ参加）

●受講料：無料

※日時や会場についてはご相談ください。

【お問い合わせ】健康増進課 ☎51-1234

悩みやストレスを抱える人への相談窓口（一部）

こころの健康相談	臨床心理士による相談（※要予約）	健康増進課
こころの悩み相談	電話相談（必要に応じて窓口相談可） 平日8:30～17:15	健康増進係 ☎51-1234
佐賀いのちの電話	電話相談 毎日24時間	社会福祉法人 佐賀いのちの電話 ☎34-4343

■「こころのとしょかん」の設置について

県では、自殺予防に関する知識の普及と悩みを抱えた人が相談機関につながることを目的として、年代・職種等を問わず多くの人が利用される図書館で自殺対策強化月間の3月に普及啓発として「こころのとしょかん」を設置しています。

今回、神崎市立図書館と千代田分館・脊振分館でも「こころのとしょかん」として関連パンフレットやグッズ配布、こころの健康に関する書籍の紹介など特設コーナーを設けています。「こころの健康」について考えてみましょう。

どうぞ、お気軽にお立ち寄りください。

【お問い合わせ】

佐賀中部保健福祉事務所 ☎30-1691

ためしてみませんか？ 『こころの体温計』

スマートフォンなどから、簡単な質問に答えるだけで気軽にストレス度や落ち込み度がチェックできます。



■神崎市いのち支える自殺対策計画 中間評価について

市では令和元年度から「神崎市いのち支える自殺対策計画」を推進してきました。社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化に伴い、令和4年10月、国において自殺総合対策大綱が見直され、県でも令和5年4月に計画が見直されました。

市で策定した本計画についても今回見直しを行い「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、新たな事業の追加等、より施策の充実・強化を図ることとしています。神崎市いのち支える自殺対策計画中間評価については策定ができ次第、ホームページなどでお知らせします。



申請はお早めに！不妊治療費を助成します



◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

不妊治療を受けている人の経済的な負担軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成しています。相談なども受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。

●対象となる治療

夫婦間で行う健康保険が適用されない人工授精、体外受精、顕微授精。

※体外受精、顕微授精は、凍結胚の移植を含みます。

●対象者

次のすべてに該当し婚姻届を提出済の夫婦

- ・治療開始時の妻の年齢が43歳以上であること。ただし、令和4年度以前に開始した治療については43歳未満も対象となります。
- ・人工授精、体外受精、顕微授精以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか、極めて少ない夫婦と医師に診断されていること。

- ・夫または妻が、1年以上神埼市に居住していること。
- ・夫と妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること。

●助成金額

医療機関に支払った助成対象治療費に10分の7を乗じた額から、他市町の助成金額を差し引いた額。ただし、初年度は20万円、次年度以降は1年度あたり10万円を限度とします。

●期 間 通算して5年間

●申請期限 3月29日（金）まで

※治療終了日が令和6年2月1日～3月31日までの場合は、4月30日（火）まで申請を受け付けます。

●受付時間 8時30分～17時15分（平日のみ）

※詳しくは、お問い合わせください。

オーラルフレイル予防で健康寿命を延ばしましょう！



◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

オーラルフレイルとは

歯や口の機能が衰えた状態のことです。機能が衰えると話すこと以外にも、食べられる物の種類や量が制限されるので、栄養バランスが悪くなり、さらには心身の機能低下にまでつながります。

●こんな傾向はありませんか？

次の二つに当てはまる場合は、オーラルフレイルの危険性があります。

- ・半年前に比べ、固いものが食べにくくなった
- ・お茶や汁物などでむせることがある

●オーラルフレイル対策3つのポイント

オーラルフレイルは対策や予防をすることで進行を防ぎ、健康を取り戻すことができます。

1. かかりつけ歯科医をもちましょう

今年度76歳の方は無料歯科健診「歯あわせ健診」（1回限り）を行っています。

- ・対象者：昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生
- ・検査項目：粘膜・歯・顎関節などの状況、飲み込みテスト、かみ合わせの状態、頬のふくらまし検査、義歯の状態など

・期間：3月31日（日）まで（医療機関の休診日は除きます）期間内でお早めに受診しましょう。

※老人ホーム、介護施設に入所されている人やすでに「歯あわせ健診」を受診された人は対象外です。

2. お口の“ささいな衰え”に気をつけましょう！

3. バランスのとれた食事をとりましょう！

参考：日本歯科医師会「オーラルフレイル」

厚生労働省 口腔機能の健康への影響

有料広告

60歳以上で求職中の方は
シルバー人材センターへ！

会員募集中

お問合せ先

公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会
TEL 0952-20-2011 FAX 0952-20-2015

佐賀県シルバー 検索



有料広告

シルバー人材センターへ
入会を検討中の皆様へ！

令和5年度厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業

4月1日から国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります

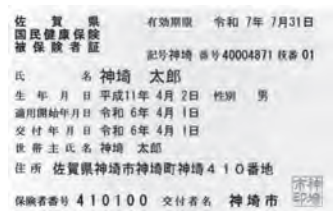
◎問い合わせ 市民課 国保医療係 ☎37-0115

4月1日からご利用いただく令和6年度国民健康保険被保険者証(藤色)を、3月下旬に国民健康保険加入世帯に送付します。4月からは、新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

また、令和6年12月2日をもってマイナンバーカードと健康保険証が一本化することに伴い、保険証の発送は今回が最後となります。12月2日以降は国保加入に伴う保険証の発行や、紛失等による再発行はできませんのでご注意ください。

マイナンバーカードをお持ちでない人や保険証の利用登録をされていない人に、被保険者資格の情報などが記載された「資格確認書」を有効期限までに郵送します。「資格確認書」を医療機関などの窓口で提示することで、引き続き一定の負担割合で医療を受けることができます。

マイナンバーカードの申請および健康保険証の利用登録は随時行うことができます。市役所での申請をご希望の人は、市民課および各支所総合窓口課へお越しください。



▲送付する保険証(藤色)

◆新しい保険証の有効期限 令和7年7月31日(木)まで

※以下に該当する場合は、有効期限が異なります。

- ・70歳を迎える人 誕生日の前日が属する月の末日まで
- ・75歳を迎える人 誕生日の前日まで

国保の加入・喪失手続きを忘れずに！

職場の健康保険の加入者が退職したときや国民健康保険の加入者が社会保険等に参加したときは、手続きが必要です。

●職場を退職した場合

①任意継続保険に加入する

退職後、一定期間内(通常20日以内)に手続きをすると、それまで加入していた保険に、最長2年間継続して加入することができる場合があります。詳しくは退職された職場や加入していた保険組合にお問い合わせください。

②家族が加入している健康保険の扶養になる

ご家族の職場などで手続きが必要です。手続きや扶養認定の要件は、職場にお問い合わせください。

③国民健康保険に加入する

退職後14日以内に、これまで加入していた健康保険の資格喪失証明書もしくは離職票など退職日が確認できる書類をご持参の上、手続きをしてください。

●国民健康保険被保険者が社会保険等に参加した場合

職場から交付された健康保険証、国民健康保険証をご持参の上、資格喪失手続きを行ってください。職場では国民健康保険の喪失手続きは行いませんので、ご自身での手続きをお願いします。

・加入手続きが遅れた場合

加入資格を得た日までさかのぼって保険税を納めていただきます。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

・喪失手続きが遅れた場合

保険税を二重に納めることになったり、国民健康保険の保険証を提示して医療機関を受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

就学で転出する学生の皆さま

通常、国民健康保険は住所地の市区町村で加入することになっていますが、国民健康保険被保険者で就学のために転出する場合は、引き続き神埼市の国民健康保険に加入することができます。

ただし、申請が必要です。学生証または在学証明書を持参の上、手続きをしてください。なお、在学中のみの特例になりますので、学校を卒業や退学した場合は喪失手続きが必要です。また、令和5年度までに学生特例で保険証の交付を受けている人も、毎年申請が必要です。申請時に窓口で保険証を交付します(一括送付には含まれません)。

「K.A. T.A. L.Oポイント」チャレンジカードの提出はお済みですか？

今年度、K.A. T.A. L.Oポイント事業への参加者で、100ポイントに達した人は、お早めに提出をお願いします。 ●提出期限 3月29日(金)

国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を募集します

◎問い合わせ 市民課 国保医療係 ☎37-0115 ✉shimin@city.kanzaki.lg.jp

神崎市国民健康保険の運営などについて審議する協議会の委員を募集します。

- 募集人数 5人（応募者多数の場合は抽選）
- 応募資格
 - ・市内在住で国民健康保険の被保険者
 - ・年2回～3回開催される運営協議会に出席できる人（1回あたり約1時間）
- ※専門的な知識などは必要ありません。
- 任期 令和6年6月1日～令和9年5月31日
- 報酬（協議会1回あたり） 2,500円

- 応募方法
応募用紙に必要事項を記入し、市民課または各支所総合窓口課に提出してください。
- 応募用紙設置場所
市民課国保医療係、各支所総合窓口課、市のHPからダウンロード可
- 応募締切日 4月26日（金）※メール、郵送可

国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付について

◎問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115 佐賀年金事務所 ☎31-4191

国民年金保険料の振替（立替）方法に前納を選択する場合、令和6年3月以降の申し込みから、年度の途中からでも口座振替またはクレジットカード納付によるまとめ払い（前納）が可能となります。

【令和6年2月まで】

- ・3月分までは毎月振替（割引なし）
- ・翌年度以降の保険料を4月末にまとめて振替（割引あり）
- ※6カ月前納の場合は、上記のほか9月末まで毎月振替し、10月末にまとめて振替します。

【令和6年3月から】

- ・初回振替時に、当月分から当年度3月分（または翌年度3月分）までまとめて振替（割引あり）
- ・初回振替後、4月末に1年分（または2年分）まとめて振替（割引あり）
- ※6カ月前納を選択した人で初回振替日が5月末から9月末となる場合は、10月末に6カ月分まとめて（前納）の振替となります。
- ※口座振替の場合、初回振替時に前月分の保険料未納の場合は、前月分の保険料を合わせて振替します。

「避難行動要支援者」の登録申請について

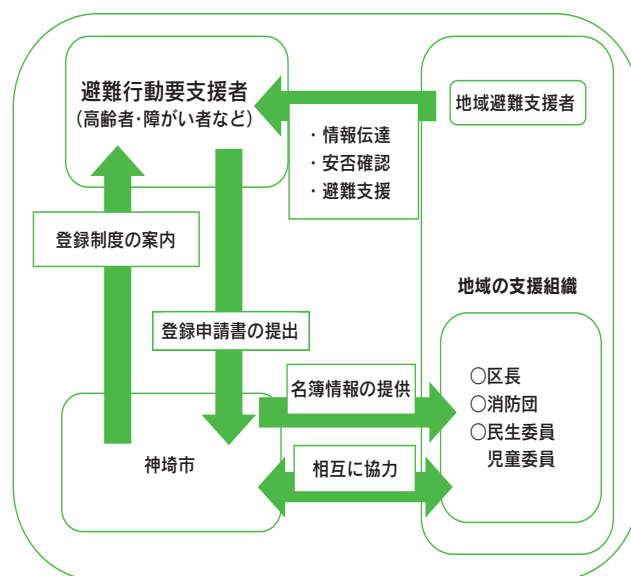
◎問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎37-0110 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

大規模な自然災害の時などに、自力避難ができず支援を必要とする『避難行動要支援者』に対し、地域における助け合いの仕組みづくりを進めています。

『避難行動要支援者』の登録受付・情報管理を行い、区長、消防団、民生委員・児童委員などへ情報を提供し『地域の助け合い』を活かして、ご近所の皆さんで日ごろの見守りや災害時の安否確認・避難支援などに役立てています。

災害時などに避難支援が必要と思われる場合は『避難行動要支援者』として登録が可能です。また「緊急通報システム」を利用されている人は、ぜひ登録を行いましょう。

※詳しくはお問い合わせいただくか、昨年11月に配布した2023神崎市暮らしの便利帳（P95.96）をご覧ください。



※**注意事項** 登録により、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難行動支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

下水道とのおつきあい8カ条

◎問い合わせ 下水道課 管理係 ☎37-0105

下水道には何でも流していいわけではありません。「少しくらいなら」と軽い気持ちで流したものが下水道管を詰まらせて、悪臭が発生したり、道路や宅内に汚水が逆流することがあります。下水道を利用する皆さんには次の8カ条を守っていただくようお願いします。



1. 生ゴミを流さない

下水道管や処理場には驚くほどの家庭用のゴミが流れてきます。排水管が詰まるのも、これらのゴミが原因です。ゴミカゴや流し口の目皿を利用し、生ゴミはゴミ箱へ！



2. トイレにものを流さない

トイレットペーパー以外のものを絶対に流さないでください。ウェットティッシュや新聞紙、ビニールを流すと詰まりの原因になります。また、詰まると後処理が大変です。



3. 洗面所・浴室では髪の毛を流さない

ついうっかり、排水溝に溜まるのが、髪の毛です。使用後はすぐに取り除く習慣をつけましょう。



4. 油を流さない

料理後の油類は、紙でふき取り、ゴミと一緒に捨てましょう。石鹸と水と油が化合すると凝固し、下水道管を詰まらせます。処理場でも、油分が多く、処理に苦労しています。



5. 年に1回はマスの掃除をしましょう

汚水の流れ具合を点検しましょう。溜めマスには、油等が溜まります。ゴミを取り除き、新聞紙等にくるみ生ゴミの日に出しましょう。においの軽減にもなります。



6. 洗剤は使用前に確認

処理場では、微生物による汚水の浄化を行っています。洗剤の多量使用は微生物に影響を与え、浄化能力を低下させます。



7. 引火する液体は流さない

アルコールやガソリンなどの危険物を流すと、下水道管の中で爆発したり、管を損傷したりすることがあります。



8. マンホールにゴミや砂石を捨てない

マンホールの中に砂石やゴミを落とすと詰まりの原因になります。



※公共下水道未接続の皆さんは、接続のご検討をお願いします。

脊振広域クリーンセンターへのごみの直接搬入は3月30日(土)午前中までです

◎問い合わせ 生活環境推進課 生活環境係 ☎37-0112

脊振広域クリーンセンターの閉鎖（令和5年度末）に伴い、ごみの直接搬入は令和6年3月30日（土）午前中までとなります。例年、年度末は大変混み合いますので、お早めの搬入をお願いします。

※令和6年4月以降の、ごみの直接搬入先はリサイクルプラザ（みやき町）になります。持ち込めるごみなどの詳しい情報は、別途配布しているごみ収集カレンダーやごみ分別便利帳等をご覧ください。

5月7日(火)はし尿収集の臨時休業

◎問い合わせ 生活環境推進課 生活環境係 ☎37-0112

し尿処理施設改良工事のため、5月7日（火）は、し尿収集業務を休業します。収集事業者へご予約の際は日程調整をお願いします。



●脊振広域クリーンセンター受付時間

月～金曜日 (祝日も同じ)	(午前) 8:30～11:30 (午後) 13:00～16:30
土曜日(午前のみ)	(午前) 8:30～12:00
日曜日	休み

神埼市の
水道局指定工事店 有限会社 モロクマ (みやき町寄人2638-3)

0942-96-4535

有料広告

水のトラブル

水漏れ つまり

お任せください！

この広告を見て
お電話頂いた方

1,000円割引

トイレ

お風呂

キッチン など

対応エリア：佐賀市、神埼市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、他

家電リサイクル4品目の自宅回収について

自宅回収申込ページ▶



◎問い合わせ 生活環境推進課 生活環境係 ☎37-0112

市は、小型家電リサイクル法の認定業者と連携・協力に関する協定を締結し、認定業者による家電4品目の自宅回収が利用できるようになりました。

料金やサービスの詳細、申し込みはリネットジャパンリサイクル(株)が運営するWEBサイト、または専用電話番号からお願いします。

※自宅回収は、リサイクル料金に加えて収集・運搬料金がかかります。

●自宅回収に関するお問い合わせ

☎0570-056-006 (平日: 10:00 ~ 17:00)

リサイクル家電4品目とは

エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)です。これら4品目は、使った人がリサイクル料金と収集・運搬料金を支払い、きちんとリサイクルされるように義務付けられています。



軽自動車の廃車・名義変更はお済みですか？

◎問い合わせ 税務課 市民税係 ☎37-0114

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

次の事項に該当する人は4月1日までに廃車や名義変更の手続きを行ってください。

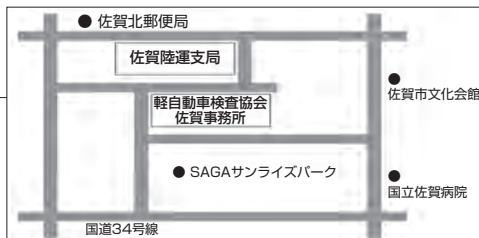
- ・廃棄、解体した ・盗難に遭った ・譲渡、売却をした ・定置場所の変更(転居等)
- ・所有者が亡くなった

※「乗らない」「使わない」などの理由での廃車手続きはできません。

●注意

- ・4月2日以降に手続きを行っても、令和6年度の課税分は取り消しできませんのでご注意ください。
- ・軽自動車税(種別割)に月割制度はありません。
- ・神埼町、千代田町、脊振村ナンバーをお持ちの人は、神崎市ナンバーへの変更をお願いします。
- ・車種や状況によって必要書類が異なります。ご不明な点は事前に各機関へお問い合わせください。

車種・排気量	手続き場所・問い合わせ
原動機付自転車(125cc以下)	市役所税務課、市民課総合窓口班または各支所総合窓口課 ☎37-0114 ・持参するもの 【廃車の場合】ナンバープレート、身分証明書 【名義変更の場合】税務課へお問い合わせください
小型特殊自動車(コンバイン、トラクター、田植機等)	
軽三輪車・軽四輪車(660cc以下)	軽自動車検査協会 佐賀事務所 (佐賀市若楠2丁目10-8) ☎050-3816-1754
軽二輪車(126cc以上250cc以下)	佐賀運輸支局 (佐賀市若楠2丁目7-8)
小型自動二輪車(251cc以上)	☎050-5540-2082



「固定資産課税台帳」の縦覧・閲覧ができます

◎問い合わせ 税務課 資産税係 ☎37-0114

固定資産の評価額が適正かどうかを確認できる制度として固定資産課税台帳の縦覧・閲覧の制度があります。

【縦覧とは】

自己の資産と他の資産の評価額を比較することで評価額が適正かどうかを判断できる制度です。ただし、「将来購入予定の特定の土地の評価額が知りたい」「市内にある物件すべてを縦覧したい」など縦覧制度の趣旨から逸脱する場合は、縦覧をお断りすることがあります。

●縦覧できる人

市内に土地・家屋を所有している固定資産税の納税者

●縦覧できる期間

4月1日(月)~5月31日(金) ※土日・祝日を除く

●縦覧できる場所 本庁 税務課

【閲覧とは】

自己の所有する資産の評価額や課税標準額を、固定資産課税台帳や名寄帳で確認することができる制度です。

●閲覧できる人

固定資産の所有者(納税義務者)、借地借家人など

●閲覧できる期間

4月1日から通年 ※土日・祝日を除く

●閲覧できる場所 本庁 税務課、各支所総合窓口課

●縦覧・閲覧に必要なもの

- ・身分証明書(運転免許証など) ・委任状(代理人のみ)
- ・賃貸契約書など(借地借家人などのみ)

2024/令和6年



＋休日在宅当番医

診療時間：9:00～17:00

3/3

・最所医院（内・胃・呼）

☎52-2452

・福嶋内科医院（内・小）

☎44-2141

3/10

・小森医院（小・内）

☎52-1136

・橋本病院（外・内・胃・整外）

☎52-2022

3/17

・ひらまつふれあいクリニック(内・胃)

☎51-1110

・しらいし内科（内・循）

☎52-3848

3/20

・西谷クリニック（内）

☎52-3139

・南医院（外・胃・整外）

☎44-2777

3/24

・松本医院（内・小）

☎52-4185

・久和会 和田医院(内・小・胃)

☎52-2021

3/31

・中尾胃腸科医院(外・整外・胃・内)

☎52-3295

・古賀内科（内・小・胃）

☎44-2311

＋休日歯科診療

神埼地区歯科医師会も輪番制で担当しています。

9:30～16:00

佐賀市水ヶ江一丁目12番11号

(佐賀市医師会立看護専門学校ビル内)

☎佐賀市休日歯科診療所

☎24-1426

SUN 日

MON 月

TUE 火

3	4 いじめ相談 ◎妊産婦サロン&あかちゃん広場	5 消費相談
10 わに 王仁こども遊園地	11 いじめ相談	12 消費相談 ★行政・人権相談<千代田> ◎リトルわんぱくKID'S ◎ことばの相談
17	18 いじめ相談 ★行政・人権相談<神埼> ★こころの健康相談	19 消費相談 ◎3歳児健診
24 さが桜マラソン2024	25 いじめ相談	26 消費相談
31 休日窓口開庁(→P3)	4/1	2

★各種相談

くらしの相談（行政書士会）

1日（金）10:00～12:00

場所：市役所2階共用会議室

総務課 秘書広報係 ☎37-0088

8日（金）10:00～12:00

場所：千代田交流センター

千代田支所 総合窓口課 ☎44-2111

行政・人権相談(行政相談員・人権擁護委員)

8日（金）9:00～12:00

場所：脊振交流センター

脊振支所 総合窓口課 ☎59-2111

12日（火）13:00～16:00

場所：千代田交流センター

千代田支所 総合窓口課 ☎44-2111

18日（月）13:00～16:00

場所：市役所3階共用会議室

総務課 秘書広報係 ☎37-0088

司法書士無料相談 ※要予約（定員4人）

21日（木）10:00～12:00

（1人30分）

場所：市役所3階共用会議室

※受付締切3月18日（月）

総務課 秘書広報係 ☎37-0088

家庭児童・母子父子自立支援・DV相談

毎週月～金曜日 ※祝日を除く

9:00～12:00、13:00～16:00

場所：市役所 こども家庭課

こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

弁護士無料法律相談※要予約(定員6人)

21日（木）13:30～16:30

場所：千代田福祉センター

神埼市社会福祉協議会 千代田支所

☎44-3121

こころの健康相談 ※要予約（定員2人）

18日（月）13:30～、14:30～

（1人50分）

場所：神埼町保健センター

※場所の希望などは相談に応じます。

健康増進課 健康増進係

☎51-1234

消費生活相談

毎週火・金曜日※祝日を除く

9:00～15:00

場所：市役所2階相談室

商工観光課 ☎37-0107

※佐賀県消費生活センターは毎日受付

9:00～17:00 ☎24-0999

妊娠・出産・子育てに関する相談

毎週月～金曜日※祝日を除く

9:00～12:00、13:00～16:00

場所：市役所 健康増進課

子育て世代包括支援センター

（健康増進課内）☎51-1234

もの忘れ相談 ※要予約(定員3人)

15:00～17:00（1人40分）

1日（金）脊振交流センター

15日（金）千代田交流センター

※受付締切は当日の11:00

高齢障がい課(おたっしや本舗神埼)

☎37-0111

※すでに専門医を受診済みの人や認知症等で治療中の人は除く

いじめ・体罰・悩み等電話相談

毎週月・木曜日

※祝日を除く

8:30～17:15

☎52-5622（相談専用電話）

いじめ・体罰・悩み等相談窓口

毎週月～金曜日※祝日を除く

8:30～17:15

場所：市役所 学校教育課

学校教育課 教育指導係

☎37-3592

生活や仕事の悩みに関する相談

※要予約

10:00～12:00

6日（水）市役所 福祉課

13日（水）脊振交流センター

27日（水）千代田交流センター

神崎市生活自立支援センター

☎97-6730

WED 水

THU 木

FRI 金

SAT 土

		1 ★くらしの相談〈神埼〉 ★もの忘れ相談〈脊振〉	2
6 ◎乳幼児相談	7 ◆ひだまりの会（→P22）	8 ★くらしの相談〈千代田〉 ★行政・人権相談〈脊振〉	9
13 ◎1歳6カ月児健診	14 ◆ひだまりの会（→P22）	15 ～確定申告・市県民税申告 ★もの忘れ相談〈千代田〉 ◎すこやか子育て相談室	16
20 春分の日	21 ★弁護士無料法律相談 ★司法書士無料相談 ◆ひだまりの会（→P22）	22 ◎3～4カ月児健診	23
27	28 ◆ひだまりふら～っとDay （→P22）	29	30 休日窓口開庁（→P3）
3	4	5	6

◆子育て支援センター ☎44-4908

ひだまりの会 ※要予約

7日（木）・14日（木）・21日（木）
10:00～11:30対象：7日 未就学児まで
14日 2歳6カ月以上児
21日 6カ月以上児

場所：千代田町保健センター

※予約は15日前～3日前まで

ひだまりふら～っとDay

28日（木）10:00～12:30

対象：未就学児まで

場所：千代田町保健センター

定員：30組程度

※来館前にお電話をお願いします



◎こどもの健康（健康増進課 母子保健係）☎51-1234

妊産婦サロン＆あかちゃん広場

※要予約

4日（月）受付:13:15～13:30

対象：妊産婦および1歳未満児

場所：神埼町保健センター

乳幼児相談 ※要予約

6日（水）※当日まで予約可能

10:00～11:30、13:00～14:00

対象：0歳～就学前児

場所：神埼町保健センター

リトルわんぱく KID'S ※要予約
（羊毛ボール作り）

12日（火）受付:9:30～10:00

対象：0歳～就学前児

場所：脊振交流センター

ことばの相談 ※要予約

12日（火）13:45～17:00

対象：1歳～就学前児

場所：神埼町保健センター

1歳6カ月児健診

13日（水）受付:12:40～13:30

対象：令和4年7月生まれ

場所：神埼町保健センター

すこやか子育て相談室

※要予約

15日（金）13:30～16:30

対象：妊産婦および0歳～就学前児

場所：神埼町保健センター

3歳児健診

19日（火）受付:12:40～13:30

対象：令和2年6月生まれ

場所：神埼町保健センター

3～4カ月児健診

22日（金）受付:12:40～13:30

対象：令和5年11月生まれ

場所：神埼町保健センター

4月

妊産婦サロン＆あかちゃん広場

※要予約

8日（月）受付:13:15～13:30

対象：妊産婦および1歳未満児

場所：千代田町保健センター

乳幼児相談 ※要予約

10日（水）※当日まで予約可能

10:00～11:30、13:00～14:00

対象：0歳～就学前児

場所：神埼町保健センター

すこやか子育て相談室

※要予約

12日（金）13:30～16:30

対象：妊産婦および0歳～就学前児

場所：神埼町保健センター

※カレンダーの内容等を変更・中止する場合があります。問い合わせ先（☎）やホームページにてご確認ください。

地域の人々の安全で快適な暮らしのために！

城原川ダム建設に伴う損失補償基準協定書調印式が行われました

◎問い合わせ ダム対策課 ダム対策係 ☎37-0103 国土交通省 佐賀河川事務所 調査課 ☎41-8801

1月28日、城原川ダム建設事業に必要な用地取得について、事業者である九州地方整備局と地権者団体である城原川ダム建設対策協議会は、損失補償基準に関する協定書に調印しました。

昭和46年にダムの予備調査へ着手し、約50年という大変長い間、ダム事業と向き合ってきた地権者の皆さまのご心労は計り知れません。今回、城原川ダム建設対策協議会が、城原川流域の皆さまの安全で安心できる暮らしのため、苦渋の決断を出されたことに深く敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

この調印式を1つの通過点とし、いよいよ城原川ダムが本格的に動き出します。

今後は、用地取得を進めることで地権者の皆さまの新たな生活再建を進め、引き続き地域の皆さまの声をお聞きしながら、水没地周辺の地域振興や活性化にも全力で取り組んでいきます。



▲城原川ダム完成イメージ図



▲協定書調印の様子



▲あいさつをされる真島城原川ダム建設対策協議会会長

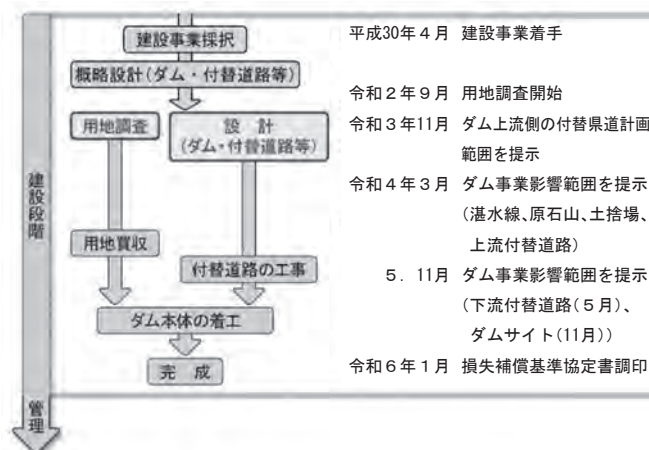
◆城原川ダムの経緯

城原川ダム事業は平成30年度から建設事業に移行し、現在、ダム建設に向けた用地調査・設計等を進めています。

今後も「城原川ダム事業関連の情報」を随時掲載するワン！！



くねんワン



相続手続
土地や建物が亡くなった人の名義になっている

その他
建設業許可・産業廃棄物・内容証明・車庫証明等

遺言書
死んだら、家や土地の名義はどうなるの？

相談は、無料です。
ゆずりは しげ み

行政書士 杠 繁美

(日本行政書士会登録番号 05410974)

TEL 0952-53-1747
携帯 090-8836-5630

行政書士には守秘義務があります。お気軽にご連絡ください

有料広告

神崎市友好姉妹都市交流実行委員会委員を募集します

◎応募・問い合わせ 企画課 企画係 ☎37-0102 F A X : 52-1120 ✉soumu-02@city.kanzaki.lg.jp

市は、脊振山で遭難したフランスの冒険飛行家アンドレ・ジャッピー氏を旧脊振村民が救出したことをきっかけに、平成8年よりフランス共和国ボークール市と、友好姉妹都市提携を盟約しています。

当事業に関し広く意見を募るため、神崎市友好姉妹都市交流実行委員会を募集します。

当委員会は、文化経済の交流を通じて相互理解と親善友好を深め、さらに両国の平和と地域の振興に貢献するため、市事務局と協議を行い交流事業に関する企画の立案や、提言などを行っています。

活動を通じて、歴史ある神崎市とボークール市の友好姉妹都市交流の発展に携わることができます。

友好姉妹都市交流に関心・意欲がある皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

●募集人員 2人程度（任期2年）

●応募資格 満20歳以上の神崎市民

●応募締切日 3月22日（金）※郵送は当日消印有効

●応募方法（F A X ・ メール提出可）

企画課に設置、または市ホームページに掲載している応募用紙に必要事項を記入し提出してください。



▲ボークール市訪問団の皆さん

空き家に関する無料相談会を開催します！

◎問い合わせ 企画課 企画係 ☎37-0102

空き家・空き地バンク制度で協定を締結している（公社）佐賀県宅地建物取引業協会および（公社）全日本不動産協会佐賀県本部に協力いただき、空き家に関する個別相談会を開催します。空き家に関するお悩みなどについて、専門家が相談に応じます。

●開催日時 3月7日（木）・9時30分～12時30分 ・13時30分～16時30分

●開催場所 神崎市中央公民館 第1研修室

●対象 市内に空き家をお持ちの人、市内の持ち家にお住まいの人など

●定員 24組程度（相談時間：1組30分程度）

●申込方法 企画課まで電話でお問い合わせください

●予約締切 3月6日（水）17時

※希望者多数の場合は先着順です。

※予約優先ですが空きがある場合は、予約なしで相談できる場合もあります。



千代田町福祉センターの一般利用は3月31日（日）までです

◎問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

千代田町福祉センターは、建物の老朽化に伴い、当センターの一般利用を令和6年3月31日（日）までとさせていただきます。施設をご利用いただいていた皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

市報や市ホームページに広告を掲載しませんか

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

新たな自主財源の確保と市民サービスの向上や地域経済の活性化をはかるため、「市報かんざき」および「市ホームページ」への有料広告を募集しています。申込は随時受け付けていますが、締切日は掲載希望月の40日前です。

●掲載料金

・市報1カ月あたり 8,000円～※サイズにより異なります。

・市ホームページ1カ月あたり 5,000円

掲載基準、申込方法など詳細は、市ホームページをご覧ください。

神埼・ふるさと学習 ～神埼市のよさ発見～

◎問い合わせ 学校教育課 教育指導係 ☎37-3592

市内の小・中学校では、子どもたちが郷土への関心を深め、愛し、誇りに思う心情を育むことを目的に「神埼・ふるさと学習」に取り組んでいます。

「神埼・ふるさと学習」では、それぞれが研究課題を設定し調査活動を行い、調べたことや自分の考えをまとめて、一人ひとりが研究論文を作成します。

1月12日の「神埼・ふるさと学習子どもマイスター選考委員会」で、各学校から選ばれた22人の中から、特に優秀な研究論文を作成した5人を「子どもマイスター」として認定しました。

今年で第8回目を迎えたこの学習を通して、これからもふるさと神埼を愛する子どもを育てていきます。

子ども マイスター



千代田東部小3年

岸川 萌愛さん

「みんなに知ってもらいたいな
農家さんのアスパラガス」



千代田中部小3年

園田 陽彩さん

「すてきな千代田町のひみつ！」



千代田西部小3年

吉岡 杏さん

「知ってもらいたいな
千代田で育つ玉ねぎ、お米」



千代田中1年

佐野 明花さん

「佐賀で偉人を生むには」



脊振中1年

後藤 真花さん

『後鳥羽神社の歴史』
～神社の歴史を知り魅力を深めよう～

大谷翔平選手からグローブが寄贈されました

◎問い合わせ 学校教育課 教育指導係 ☎37-3592

メジャーリーガーの大谷翔平選手から市内の各小学校にグローブ3つが寄贈されました。この3つのグローブは、2つが右利き用、もう1つが左利き用で、だれでもグローブが使えるように配慮されています。

大谷選手は、このグローブが「私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボル」となることを望んでいます。その望みに応えられるように、大切にに使わせていただきます。

大谷選手の今後の益々のご活躍を応援しています。



岡本ホールディングス(株)と立地協定を締結

◎問い合わせ 商工観光課 企業立地・支援係 ☎37-0107

神埼町尾崎地区で操業されている、岡本ホールディングス(株)（土木建築用機械器具製造販売）が増設することが決まり、1月31日に立地協定を締結しました。

新たに工場を増築され、令和8年1月の操業開始を予定されています。

締結式で岡本善輝代表取締役は「九州では同種の事業者がなく、近年とくに多くの引き合いがあり今回、工場の増設を決めた。周囲の理解や環境に配慮して事業を展開していきたい」と話され、10人の従業員を新たに雇用予定であることも発表されました。

青少年育成だより

◎問い合わせ 神崎市青少年育成市民会議
☎37-3593

◆未来を担う青少年主張大会開催

1月27日、神崎ロータリークラブと共催で第18回青少年主張大会を開催しました。市内の小・中学生、高校生、大学生、二十歳の代表14人が、日常生活の中で気づいたことや訴えたいことなどを堂々と発表しました。発表のテーマは、経験して分かったことやまちづくりのこと、戦争、挑戦すること、将来の夢など多岐にわたり、熱い主張は来場した約200人の心に響きました。

今年度は、市内各小学校5・6年生、各中学校1・2年生、神崎高校および神崎清明高校1・2年生、西九州大学代表、二十歳代表の合計1,034人から応募がありました。それぞれの視点で広く社会に目を向け、自分なりの意見をしっかり持ち、前向きに取り組む決意を表した内容が多く寄せられました。開催にあたりご協力をいただいた皆さん、ありがとうございました。



▲議論を交わす中学生

◆中学生サミット会議で「いじめ防止宣言2024」を採択！

12月25日、市内3中学校の生徒会役員による第1回神崎市中生サミット会議を開催しました。

生徒会長の決意表明やこれまでの活動についての報告のあと「いじめ防止宣言」について協議を行いました。平成26年に策定した宣言文を見直し、新たに「いじめ防止宣言2024」を採択しました。協議では、言葉一つひとつの意味を吟味している様子から、いじめ問題に正面から向き合っていることが伝わってきました。さらに、実際に各校で取り組む活動計画について意見交換を行い、今後は、より具体化された活動計画に沿っていじめ撲滅をめざしていきます。

生徒たちは「初めてのサミット会議でとても緊張したけど、意見が言えてよかった」「次はもっと準備をして参加したい」「素晴らしいいじめ防止宣言文ができたので生徒全員に伝えて実行し、もっといい学校にしたい」などの感想を述べていました。

【いじめ防止宣言2024】

- 一、私は、生まれてきたこと、生きていくこと、家族に感謝し、仲間を大切にします。
- 一、私は、言動すべてに責任をもち、相手を想う気持ちを育んでいきます。
- 一、私は、周囲に流されない強い心を持ちます。
- 一、私は、どのような理由があってもいじめは絶対にしません。見過ごしません。
- 一、私は、いじめをさせない環境を作ります。

子どもクラブ活動実績発表会

1月21日、神崎市子どもクラブ連絡協議会主催による活動実績発表会が、令和元年度以来、4年ぶりに開催されました。

発表会では、市内6地区の代表者たちが1年間の活動や思い出に残ったことを元気いっぱいに発表しました。

どのクラブも精力的に取り組まれており、特に地域のイベントには積極的に参加し、地域との繋がりを大切にしていることが伝わりました。

発表した子どもクラブ名は次のとおりです。

出来町、鶴西神崎、尾崎西分、石井ヶ里、丁太田、広滝東



有料広告

大切な方のお葬式は **神崎メモリードール** で
KANZAKI MEMOLEADHALL

365日 24時間 対応
TEL **0952-20-0983**
お電話1本でご指定の場所へお迎えに上がります。

神崎駅から徒歩1分! メモリードール

家族葬 承ります

生活雑貨のお土産付き!

毎週 **木曜日** 無料見学会 実施中

■会場: 神崎市神崎町田道ヶ里2340-12

要予約 | 参加・相談 無料

ご予約 | 株式会社メモリード 神崎営業所
TEL 0952-37-7185

有料広告